

あげまつだより

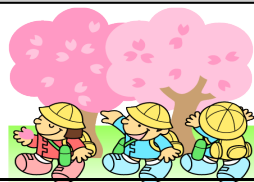


令和5年4月13日発行
No.1-1 上松町



税金等を窓口で納入されている皆様へ

税金等の納入期限について、お忘れのないように納入をお願いします。



税 目	期 別	納 期 限	お問合せ
固定資産税	第 1 期	令和 5 年 5 月 1 日（月）	企画財政課収納係

●納入期限までの納入にご協力下さい。

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談ください。

納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送（本税に督促手数料100円が付きます）や訪問による納税のお願いをいたしますが、その後も未納の場合には延滞金が発生し差押等の滞納処分を受ける場合があります。

●便利な口座振替をご利用下さい。

現在、窓口で納入されている皆様（納税通知書に「口座振替」の記載がない方）に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく、必ず納期限に納入されます。

役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。

役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。（通帳と印鑑をご用意下さい。）

●マンデー納税窓口をご利用下さい。（休日の場合は翌日）

毎週月曜日の午後5時15分から午後7時まで窓口業務を延長していますのでご利用下さい。

【問い合わせ先】上松町役場 電話：52-2001 © 企画財政課収納係 内線122



児童福祉週間について



こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願いであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。このため、政府では、すべてのこどもと子育てを大切にする取り組みを進めています。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、こどもたちの一人一人がそれぞれの意志で新しい未来を築いて行こうとする取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも求められています。

こうした中、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～5月11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っております。

〈令和5年度児童福祉週間標語〉 小さなて みんなではぐくみ 育ててく

○上松町高齢者補聴器購入費用助成事業のお知らせ○

上松町では、高齢に伴い人の話し声が聞きづらい、電話の音が聞き取りにくいなどで日常生活に支障がある方を対象に、補聴器の購入費用の助成を行います。

申請についてのご相談は、住民福祉課福祉係までお問い合わせください。

☆助成額 30,000円を限度とします。

☆対象者 65歳以上で上松町に住民票がある方

耳鼻科の医師が補聴器の使用が必要と認めた方

聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方

☆申請手続き 助成を希望される方は、事前に申請書の提出が必要です。

担当係までご連絡いただいたのち、申請書等必要書類をお渡しいたします。

【問合せ先】上松町住民福祉課 福祉係 電話 0264-52-5550



健康診査申し込みおよび各種検診対象者調査のお知らせ



今年度は5月に各地区の保健委員さんを通じて「令和5年度の健康診査申し込みおよび各種検診対象者調査」（検診アンケート）を各家庭へ配布・回収を行います。

ご自宅に届きましたら、同封の説明書をお読みいただき、記入をお願いします。ご不明な点がありましたら、保健衛生係までご連絡ください。

※アンケートの郵送を希望される方は4月28日（金）までに保健衛生係へお知らせください

【問い合わせ先】上松町住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）



旧庁舎跡地利用計画について



旧庁舎跡地利用計画（案）に関するパブリックコメント及び説明会議事録の公表について

旧庁舎跡地利用計画（案）について、2月9日～3月10日まで公募したパブリックコメントのご意見及び3月28日に開催した旧庁舎跡地利用説明会の会議録を町のホームページで公表していますのでご覧下さい。

インターネット環境がない場合など閲覧が難しい場合は、総務課管財住宅係でも閲覧することができますので、お問合せ下さい。

URL:<https://www.town.agematsu.nagano.jp/aboutus/gyosei/boshu/documents/kyuutyoushaatochiriyou/kyuutyousha-atochiriyou.html>

上松町公式ホームページのTOP>上松町について>行政情報>計画・事業

【問い合わせ先】総務課管財住宅係（電話：52-4801）



健診・検診のお知らせ



『国保特定健診について』

令和5年5月の国保特定健診を下記の日程で行います。国保にご加入の方は、令和4年度の受診状況を見て日時等をお知らせしますが、希望の日時がある方はご連絡ください。

対象者	国民健康保険にご加入の方で、40歳～74歳までのすべての方	
日にち	5月10日（水）	5月11日（木）
受付時間	9：30～11：00 13：00～15：00	8：30～11：00 13：00～14：30
場所	健康増進センター	
健診内容	問診、身長、体重、血圧、血液検査、尿検査、心電図、眼底検査、健康相談、歯科相談等	
自己負担額	無料	

※受付時間が日によって異なります。よくご確認をお願いいたします。

※感染症予防のため15分ごとに時間を区切って、予約を受け付けます。

※今年度から、古根医院が主治医の方は、古根医院でも町の健診と同様の検査（心電図、眼底を除く）を受けることができますので、上松町住民福祉課保健衛生係へご連絡ください。

令和5年度は10月1日（日）、11月17日（金）、1月26日（金）にも実施予定です。



健診・検診のお知らせ



●『ヘルスケア健診（20歳～40歳未満）の予約について』●
国保特定健診と同じ日程でヘルスケア健診を実施します。

希望される方は、4月21日（金）までにお申し込みをお願いいたします。お申し込み後、問診票等を送付いたします。

●対象者：20歳から40歳未満の方で、職場や病院等で健康診査を受ける機会がない方

●『後期高齢者健診』●

後期高齢者健診を下記の日程で行います。令和4年度に受けられた方や、新しく加入された方には日程等をお送りしています。

対象者	上松町に住所を有する75歳以上の方 (要介護認定を受けている方、人間ドックを受ける方は除く)
日にち	5月12日（金）
受付時間	8：30～11：00、13：00～14：30
場所	健康増進センター
健診内容	問診、身長、体重、血圧、血液検査、尿検査、心電図、健康相談等
自己負担額	無料
その他	送迎が必要な方は申し込みの際にご相談ください。

健診を希望される方は4月21日（金）までにご連絡ください。

●『C型肝炎ウイルス検査』●

令和5年度のC型肝炎ウイルス検査を下記の日程で行います。

【対象者】20歳以上で、今までに肝炎ウイルス検査を受けていない方

【日にち】5月10日（水）～12日（金）

【受付時間・会場】国保特定健診・後期高齢者健診と同じです。

【検査方法】採血 【自己負担額】無料

◎希望される方は、4月21日（金）までにお申込みください。

●『前立腺がん検診』●

令和5年度の前立腺がん検診を下記の日程で行います。

【日にち】5月10日（水）～12日（金）

【対象者】50歳以上の男性

【自己負担額】500円

【受付時間・会場】国保特定健診・後期高齢者健診と同じです。

【検診方法】採血

【節目検診】今年度下記の年齢になる方は無料で受けられます。

・50歳（昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生まれ）

・60歳（昭和38年4月1日～昭和39年3月31日生まれ）

・70歳（昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生まれ）

◎希望される方は、4月21日（金）までにお申込みください。



『大腸がん検診』

令和5年度の大腸がん検診を下記の日程で行います。

【日にち】5月10日（水）～12日（金）

【対象者】40歳以上の方

【自己負担額】500円

【受付時間・会場】国保特定健診・後期高齢者健診と同じです。

【検査方法】便潜血2日方（健診日を含め3日以内の採便をお願いします。）

【節目検診】今年度下記の年齢になる方は無料で受けられます。

- ・41歳（昭和57年4月1日～昭和58年3月31日生まれ）
- ・51歳（昭和47年4月1日～昭和48年3月31日生まれ）
- ・61歳（昭和37年4月1日～昭和38年3月31日生まれ）

◎希望される方は、4月21日（金）までにお申込みください。

◎9月4日（月）や10月以降の特定健診でも実施します。



『肺がん検診（ラセンCT）』

令和5年度の肺がん検診（ラセンCT）を下記の日程で行います。

受診を希望される方は4月28日（金）までに 住民福祉課保健衛生係へご予約ください。

特定健診を受診される方は、健診当日に、お申込みいただくことも可能です。

【対象者】40歳以上の方

*以下に該当する方は対象者とはなりませんので、ご了承ください。

- ・妊娠している方、妊娠の可能性がある方
- ・埋め込み型除細導器を装着している方
- ・胃や大腸のバリウム検査を1週間以内に実施した方
- ・一年以内に胸部ラセンCTまたは胸部のレントゲンを受けた方

※ラセンCTを受ける方は、秋に実施する町のレントゲンは受けられません。

【日にち・受付時間・場所】※感染症予防のため、時間を区切って受付します。

日にち	受付時間		場所
5月11日（火）	8：30～10：30	13：00～14：30	上松町健康増進センター

【個人負担額】2,000円（e-カエルカードをお持ちの方にはポイントをお付けします。）

【ラセンCT検査とは】

ラセンCTでは肺を輪切り状に31枚のレントゲン撮影を行います。検査時間は1人3分程度です。レントゲン写真が鮮明なため、従来のレントゲンよりも小さな異常の発見ができます。また、その他の臓器の異常が見つかることもあります。

【注意事項】

- 1、普段から体調管理に努め、発熱や風邪症状等ある方は受診をお控えください。
- 2、放射線被ばく等心配なことがある方はご相談ください。
- 3、検診日の食事制限はありません。脱ぎ着しやすい服装（ネックレス、金属、湿布等ははずす）でお越しください。
- 4、ペースメーカーを使用している方は、必ず手帳をお持ちください。
- 5、ラセンCT検診は、8月30日（水）にも予定しています。

【申し込み・問い合わせ先】住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）





令和5年度農作業標準労賃・機械作業標準料金の設定について

令和5年度の上松町農作業標準労賃・機械作業標準料金について、上松町農業委員会で協議の結果、以下のとおり決定されました。町内における標準の料金となりますが、作業内容、農地の条件等地域の実情に応じて加減していただき、最終的な料金等は、当事者間で決定して下さい。なお、上松町機械化営農組合において、農作業の受託をしておりますので、お気軽にご相談、ご利用下さい。

		標準料金(町内)	
農作業賃金	水田一般作業	908	1時間当り
	田植え作業	980	〃
	畑作業	908	〃
	アルバイト学生	908	〃
機械作業料金	全面機械作業委託	45,500	基盤整備田10a当り(耕起・代掻き・田植・刈取り)
		54,000	未整備田 10a当り
	硬盤破碎	7,500	基盤整備地10a当り(サブソイラー)
		8,900	未整備地 10a当り
	耕起	7,900	基盤整備地10a当り(標準15cm耕起)
		9,200	未整備地 10a当り
	代掻き	7,700	基盤整備田10a当り
		9,100	未整備田 10a当り
	田植機植え付け	10,100	基盤整備田10a当り(4条植え)
		12,000	未整備田 10a当り(2条植え)
	水稻コンバイン	20,200	基盤整備田10a当り(補助者付き・4条刈り)
		24,100	未整備田 10a当り(補助者付き・2条刈り)
	汎用コンバイン (えごま・大豆等)	15,100	基盤整備地10a当り(補助者付き)
		20,100	未整備地 10a当り(補助者付き)
	マニアスプレッダ	15,000	1日当り(ほ場の堆肥を積込散布)
	えごま播種	15,000	1日当り(シーダー作業)
	溝掘り	4,000	1時間当り(標準 縦2本・横2本)
	バインダー刈取り	10,700	10a当り(結束ひもオペ持ち)
	ハーベスター	10,200	10a当り
	粳摺り	1,000	玄米60kg当り
	精米	900	玄米60kg当り

		標準料金(町内)	
機械貸与	サブリター・ミニスプレッダ	3, 0 0 0	1 0 a 当り 消耗品別途
	耕運機	1, 5 0 0	1 0 a 当り 消耗品別途 燃料等借用者持ち
	田植機乗用(4条)	6, 0 0 0	1 0 a 当り 燃料等借用者持ち
	田植機歩行(2条)	3, 0 0 0	1 0 a 当り 燃料等借用者持ち
	バインダー	3, 0 0 0	1 0 a 当り 燃料等借用者持ち
	バインダー	3, 0 0 0	1 0 a 当り 燃料等借用者持ち
	トラクター(15～30馬力)	2, 0 0 0	1 0 a 当り 消耗品別途 燃料等借用者持ち
	トラクター(50馬力)	2, 8 0 0	1 0 a 当り 消耗品別途 燃料等借用者持ち
防除	消毒	2, 0 0 0	1 0 a 当り(薬剤代別、機械持ち込み)
(備考) ①労働時間は1日当り8時間を基準とし、食事は作業者負担とする。 ②機械貸与の場合、燃料等は借用者の負担とする。 ③作業の内容、農地の条件(土質、作業の難易)等により、本料金を参考に加減する。 ④機械作業標準料金は内税とする。			
堆きゅう肥	2t車 1台	7, 0 0 0	配達料含む
	〃 本人が持ちにきた場合	5, 0 0 0	
	軽自動車 1台	2, 6 0 0	配達料含む
	〃 本人が持ちにきた場合	1, 5 0 0	
(備考) ①地域の実情により、適宜運用する。 ②堆きゅう肥の単価については、町外の場合、個々に協議をする。 ③積載量は平積みを標準とし、完熟の程度により割増できる。			



農地賃借料情報の提供について



平成21年12月15日に「農地法の一部を改正する法律」が施行され、これまでの標準小作料制度が廃止となりました。

このようなことから、上松町農業委員会では農地賃貸借の目安となるように下記のとおり賃借料区分を決定しました。なお、こちらの情報は目安です。対象となる農地の広さや形状などの条件を当事者間で十分ご協議いただき、賃借料を決定してください。

(10aあたり)

農地の区分		賃借料水準	備 考
田の部	上	11, 500円	ほ場整備済み農地
	中	10, 000円	農振農用地青地(ほ場整備実施農地は除く)
	下	7, 000円	「上・中」以外の農地
畑の部	上	7, 500円	ほ場整備済み農地
	中	6, 000円	農振農用地青地(ほ場整備実施農地は除く)
	下	4, 500円	「上・中」以外の農地